

## 夷隅郡市福祉作業所指定管理者募集要項

夷隅郡市福祉作業所の指定管理者の指定手続等については、「福祉作業所の設置及び管理に関する条例」、「福祉作業所の設置及び管理に関する条例施行規則」及び「夷隅郡市広域市町村圏事務組合指定管理候補者選定委員会設置要綱」等に定めるもののほか、この要項に定めるところにより行います。

### 1. 福祉作業所の名称及び所在地

「夷隅郡市福祉作業所（以下「福祉作業所」という。）」

いすみ市国府台 459 番 2

### 2. 管理の基準

(1) 「福祉作業所の設置及び管理に関する条例」等関係法令の規定に従い管理運営を行うこと。

(2) 開所時間

午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで

(3) 送迎バス

ア. 午前 7 時 30 分出発（午前 9 時頃に福祉作業所へ到着）

イ. 午後 3 時出発（午後 4 時 30 分頃に福祉作業所へ到着）

(4) 休所日

ア. 土曜日及び日曜日

イ. 国民の祝日に関する法律に規定する休日

ウ. 年末年始（12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで）

#### 業務の範囲

(1) 障害者自立支援法（以下「法」という。）第 5 条第 6 項に規定する生活介護に関すること。

(2) 福祉作業所の利用を促進するための送迎事業に関すること。

(3) その他生活介護施設の設置目的を達成するため必要な事業に関すること。

### 3. 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

(2022.4.1 ~2027.3.31)

### 4. 申請に必要な書類

- (1) 福祉作業所指定管理者指定申請書（様式第5号）
- (2) 運営規定に基づく事業計画書及び収支計画書
- (3) 福祉作業所に充てる従業者等の勤務体制、勤務形態一覧表及び資格証等の写し
- (4) 福祉作業所に充てる管理者及びサービス管理責任者の経歴書
- (5) 法第36条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書
- (6) 定款及び登記事項証明書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類

### 5. 申請受付の期間

令和3年12月6日（月）から令和4年1月7日（金）まで。

（土、日、国民の祝日、12月29日から1月3日を除く。）

午前9時から午後5時まで

申請書等は、組合のホームページからダウンロードできます。

#### 提出先

夷隅郡市広域市町村圏事務組合 総務課

〒298-0124 千葉県いすみ市弥正 88 番地 1

電話 0470-86-6600

FAX 0470-86-6631

E-mail: [kikaku@isumi-kouiki.com](mailto:kikaku@isumi-kouiki.com)

#### 提出方法

夷隅郡市広域市町村圏事務組合総務課へ持参してください。

### 6. 応募資格

当該施設を安全かつ円滑に管理運営できる社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人で、かつ、次の要件を満たすこと。

ただし、管理者、組合議員又はそれらの親族が役員等になっている法人については対象外とする。

ア. 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

イ. 夷隅郡市広域市町村圏事務組合及び本組合を組織する夷隅郡市 2 市 2 町から指名停止措置を受けていないこと。

ウ. 市・町税、法人税、消費税等を滞納していないこと。

エ. 会社更生法、民事再生法等に基づく更正又は再生手続きを行っていないこと。

オ. 配置職員は、管理者 1 名（常勤・サービス管理責任者兼務）、サービス管理責任者 1 名（常勤・管理者兼務）、医師 1 名（非常勤・嘱託医）、看護職員 1 名（非常勤・機能訓練指導員兼務）、機能訓練指導員 1 名（非常勤・看護職員兼務）、生活支援員 5 名（常勤 2 名・生活支援員助手として非常勤 3 名）、運転手 1 名（非常勤）、事務職員 1 名（指定管理法人職員兼務）とする。

カ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う者でないこと。

## 7. 質疑及び回答

### (1) 質疑方法

質疑の要旨を簡潔にまとめ、文書を持参又は FAX 若しくは E-mail で送信して下さい。口頭、電話による質疑及び再質疑は受け付けません。

質問書は、組合のホームページからダウンロードできます。

※FAX 又は E-mail で送信した場合は、必ず着信の確認を行うこと。

### (2) 受付期間

令和 3 年 12 月 6 日（月）から令和 3 年 12 月 20 日（月）まで

### (3) 受付場所

夷隅郡市広域市町村圏事務組合 総務課

### (4) 回答

令和 3 年 12 月 27 日（月）までに回答します。

なお、本組合において質疑内容が業者独自の提案に関わると判断されるものについては当該社会福祉法人のみに回答し、それ以外については応募したすべての社会福祉法人に回答します。

## 8. 選定の基準

次の基準を基本に、公平かつ適正に審査し選定します。

- ア. 事業計画書による福祉作業所の管理が、使用者の平等な使用を確保し、サービスの向上が図られるものであること。
- イ. 事業計画書の内容が福祉作業所の効用を最大限に発揮させ、かつ、効率的な管理が図られるものであること。
- ウ. 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

## 9. 選定結果

選定結果は、選定行為終了後、応募されたすべての社会福祉法人に対して速やかに文書で通知します。

## 10. 指定管理者の決定

指定管理者は、令和4年2月下旬の夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会の議決を経て決定（指定）されます。

## 11. 管理業務に係る経費

(1) 本組合が指定管理者に対して支払うこととなる指定管理料については、指定管理者に指定した社会福祉法人が提案した収支計画書に基づき本組合と指定管理者との間で協議し、協定書により定めた額とします。

ア. 令和4年度の指定管理料は、年間300万円以内とします。その他の管理業務に要する経費については、内容（施設・設備・備品等の損傷に至る経緯、金額）に応じて、指定管理者または本組合が負担します。

(2) 指定管理料は、会計年度ごとに分けて支払うこととし、支払時期や分割方法については、協定書で定めることとします。

## 12. 申請及び前任者からの引継ぎに要する経費等

申請及び前任者からの引継ぎに要する経費等は、すべて申請者の負担とします。

## 13. 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- ア. 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
- イ. 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
- ウ. 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
- エ. 虚偽の内容が記載されているとき。
- オ. その他不正な行為があると認められるとき。

#### 14. その他

- ア. 提出した書類はお返しできません。
- イ. 提出された書類は必要に応じ複写します。ただし、その使用は夷隅郡市広域市町村圏事務組合内での検討の際に限ります。
- ウ. 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

夷隅郡市広域市町村圏事務組合 総務課

電話 0470-86-6600

E-mail : [kikaku@isumi-kouiki.com](mailto:kikaku@isumi-kouiki.com)